# 米子市立学校施設照明 L E D 化業務 提案募集要項及び仕様書

令和6年7月 米子市

# 目 次

1	募集の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	契約者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	事務局・事業担当課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	優先交渉権者決定からのスケジュール (予定)・・・・・・・・・・・・・ 3
6	応募要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7	応募に関する留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
8	事業者選定の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
9	全体スケジュール (予定)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
10	提案募集の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
11	提案提出書類の作成方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
12	審査及び審査結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・10
13	提案における留意事項・・・・・・・・・・・・・・11
14	工事仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
15	検査等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
16	提出書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
17	維持管理・保守・保証(無償修繕等)に関する仕様・・・・・・・・・13
18	契約に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・13
19	事業実施に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・14
別表	$rac{1}{6}$ 1 施設一覧・・・・・・・・・・・・・・ $15$
別表	₹2 予想されるリスク分担表 ・・・・・・・・・・・・・・1€

別冊 提出書類様式

#### 1 募集の趣旨

米子市(以下「本市」という。)が管理する米子市立学校施設(以下「対象施設」という。) に設置されている照明器具は、行政運営における環境負荷の低減の必要性や、電気料金の値上げ等による財政負担の増加等が課題となっている。

これらのことから、今日広く導入されている省エネルギー・長寿命のLED照明への 更新が必要と考え、一斉更新が短期間で実現可能な業務委託契約により、対象施設の照 明設備のLED化事業を決定したところである。

そこで、事業実施にあたり、対象施設への照明設備導入計画の策定、交換工事、保守・維持管理に関する事業者からの提案を受け、本市にとって最も優れていると考えられる 提案を選定するため、本募集を実施するものである。

ついては、審査の結果、最も優れている提案を行った応募者(以下「優先交渉権者」 という。)と契約締結に向け協議を行い、合意に至った場合は、業務委託契約を締結し 本事業を実施する。

# 2 事業概要

(1) 事業名称

米子市立学校施設照明LED化業務

(2) 事業場所(対象施設)

米子市立学校施設

※別表1 (施設一覧) 参照

(3) 契約方式

業務委託契約

(4) 委託期間

契約締結日から令和13年3月31日まで

(5) 事業内容

対象施設の照明器具の設置状況を踏まえて自ら行った提案を基に、本事業に係る既設の一般照明、非常用照明器具及び誘導灯照明器具(以下「既設照明器具等」という。)のLED照明への更新(校舎のトイレ内の照明を除く)、保守及び維持管理等を含め、本市と合意した内容で業務委託契約を締結する。

本事業の契約期間内においては、募集趣旨の目的達成のために整備するLED照明 設備等(以下「本設備」という。)について、善良なる注意義務をもって、自らの費用 負担により、以下の各種サービスを提供するものとする。

- ① 本設備の設置に係る調査、計画、施工、施工管理
- ② 既設照明器具等のリサイクル廃棄処分
- ③ 本設備の維持管理、保証(無償修繕等)
- ④ その他、本事業実施に伴い必要となる事項
- (6) 事業限度額・提案上限額(消費税額及び地方消費税額を含む。)

# 【事業総額】

金524,000,000円

【事業総額のうち初期投資費用(調査・設計・施工等に係る費用)】

金491,000,000円

【事業総額のうち維持管理費用】

金33,000,000円

※事業全体で、令和6年度から令和12年度まで(7年間)の債務負担行為を設定している。

# 3 契約者

米子市

※本プロポーザルにおいて、本市と業務委託契約を締結することとなった事業者とは、 米子市日吉津村中学校組合立箕蚊屋中学校の照明LED化業務についても、業務委 託契約の優先交渉権者として協議を行うこととする。

# 4 事務局・事業担当課

<del>T</del> 6 8 3 - 0 8 1 1

鳥取県米子市錦町一丁目139-3

米子市教育委員会事務局 こども施設課 学校施設担当

電話番号:0859-21-8373

電子メールアドレス: kodomo-shisetsu@city.yonago.lg.jp

5 優先交渉権者決定からのスケジュール (予定)

(1) 優先交渉権者の決定 令和6年10月中旬頃

(3) 業務委託契約の締結 令和7年3月上旬頃

(4) LED化工事 令和7年3月中旬頃~令和8年3月31日

(5) 維持管理 令和8年4月1日~令和13年3月31日

# 6 応募要件

- (1) 応募者の資格要件
  - ① 応募者は、本事業を行う能力を有し、かつ、法人格を有する単体企業又はグループ(それぞれが法人格を有する複数の企業の共同)とする
  - ② グループで応募する場合は、事業代表者、調査会社、施工業者等、複数の企業の共同体とする。単体企業・グループの代表企業は、次の(2)で示す「① 事業代表役割」の事業者とする。
  - ③ 構成員の変更は認めない。
  - ④ 参加表明時、応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
  - ⑤ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続き及び契約等に係る諸手続きを行う。
- (2) 応募者の役割

応募者は、次の役割をすべて担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担する。

① 事業代表役割

契約等諸手続を行い事業遂行全般の責を負う役割。

② 調査役割

調査に関する業務を実施する役割。

③ 施工役割

工事に関する業務を実施する役割。

④ その他の役割

上記①~③以外の本事業に必要とされる業務を実施する役割。

※①と②、③、④がそれぞれ異なる企業となる場合は、企業間で適正な契約(覚書

- 等)を締結し本市にその証を1部提出すること。
- (3) 応募者の資格要件

資格要件は以下のとおりとし、特に定めが無い限り、構成員すべてが満たすものとする。なお、構成員が以下の項目のうちいずれか1項目でも該当しないことが判明した場合は、契約の締結を行わないか、又は、契約を取り消すことがある。

- ① 日本国内の企業であること。
- ② 別に定める参加表明書兼誓約書及び資格確認書類により、本要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- ③ 事業代表役割を担う者は、本市の令和6年度からの物品・役務の入札参加資格 者名簿に登録があり、鳥取県又は島根県内に本店、支店又は営業所を構える者で あること。
- ④ 事業代表役割を担う者は、平成31年4月以降に国又は地方公共団体と同種同規模以上の一斉LED化事業契約実績(リース事業を含む)を2件以上保有する者であること。
- ⑤ 施工役割を担う者は、建設業法に基づく電気工事の特定建設業許可を保有し市内に本社を構える者を1社以上で構成することとし、またその者は本市の令和5及び6年度入札参加資格者名簿(建設工事)の登録区分が電気工事(一般)で、格付がA又はBであること。
- ⑥ 調査役割を担う者は、国又は地方公共団体が発注する施設のLED化事業調査 実績を保有する者であること。
- ⑦ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- ⑧ 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていない者であること。
- ⑨ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしていない者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていない者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)であること。
- ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が経営に実質的に関与していないと認められる者であること。
- ① 契約締結時に国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けていない期間中の者であること。
- ② 本プロポーザルに参加しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係が ない者であること。
- 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ④ 構成員の役員等(個人若しくは法人である場合には、その役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。)、実務担当者、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者が、以下に該当しないこと。
  - (ア) 暴力団員であると認められる者。
  - (イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者
  - (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直

接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

#### 7 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。また、本市が本件の選定の公表等で必要な場合には、提出書類の著作権を無償で使用することができる。

(3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料又は維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 本市が提供する資料等の取扱い

本市が必要に応じて提供する資料、また見学により確認した情報は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は1つの提案しか行うことができない。

(6) 構成員の変更の禁止

参加表明書兼誓約書及び資格確認書類提出後は、応募者の構成員を変更することはできない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合で、本市が相当な理由があると判断し、認めたときはこの限りではない。

(7) 提出書類の変更の禁止

応募者は、提出した書類を変更することはできない。なお、本提出書類について後 日参考資料を求めることがある。

(8) 虚偽の記載の禁止

参加表明書兼誓約書又は提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書兼誓約書又は提案書を無効にする。

# 8 事業者選定の流れ

- (1) 参加表明の受付
- (2) 応募資格要件の確認及び提案要請

本市は、参加表明をした者の応募資格要件を確認し、資格要件を満たした応募者に提案書の提出を文書で要請する。

(3) 最優秀提案者の選定

本市は、提案内容を審査し、最優秀提案者を選定する。最優秀提案者を優先交渉権者とする。

(4) 詳細協議

優先交渉権者は、事業計画、最終提案書作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、本市と協議を進めるものとする。

(5) 事業者の選定・業務委託契約

優先交渉権者は、本市と協議を行い、協議が整えば業務委託契約を締結し、契約事

業者となる。なお、契約までの費用については優先交渉権者の負担とする。

9 全体スケジュール (予定)

本事業は、次の日程で行う。ただし変更となる場合がある。

項目	日程
公募開始(本市公式ホームページに掲	令和6年7月31日(水)
載)	
資料提供申請書受付期間	令和6年7月31日(水)~8月13日
	(火)午後5時
募集要項に対する質問書受付期間	令和6年7月31日(水)~8月13日
	(火) 午後5時
募集要項に対する質問の回答	令和6年8月22日(木)
参加表明書兼誓約書及び資格確認書	令和6年8月22日(木)~9月5日(木)
類の受付期間	午後5時
参加資格確認結果及び提案要請書の	令和6年9月17日(火)まで
通知	
提案書の受付期間	令和6年9月17日(火)~10月8日
	(火) 午後5時
プレゼンテーション、審査	令和6年10月中旬頃

# 10 提案募集の手続き

(1) 募集要項等の配布

募集要項は、本市のホームページに掲載する。

- (2) 本市が提供する配布資料(希望がある場合)
  - ① 本市が提供する資料
    - 既設照明一覧
    - ※対象施設ごとの照明の概算数量等は当該資料のとおりだが、現況と差異がある可能性があるため、参考資料としての扱いとする。
    - 施設概要(簡易図面)
  - ② 資料提供の申請方法

参加表明をしようとする事業者(事業代表役割となる事業者)で、資料提供を希望する場合は、資料提供申請書【様式第1号】により行うものとし、電子メール(kodomo-shisetsu@city.yonago.lg.jp)での申請とする。

なお、メールの件名は、「米子市立学校施設照明LED化業務 資料提供(○○社)」 とし、事務局あて電子メール送信後、電話で電子メールの到着確認をすること。

- ③ 資料提供申請書受付期間(電子メール)
  - 令和6年7月31日(水)から8月13日(火)午後5時まで(必着)
- ④ 電子メール送信確認による電話対応期間 開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- ⑤ 資料提供の方法
  - 申請確認後、本市より電子メールにて直接配布する。
- (3) 募集要項等に対する質問受付・質問回答
  - ① 質問の方法

質問書【様式第2号】を使用し、本要項における質問対象の引用文(章名及び頁番号)、質問内容を具体的に記載することとする。

質問受付は電子メール(kodomo-shisetsu@city.yonago.lg.jp)のみとする。なお、メールの件名は、「米子市立学校施設照明LED化業務質問(〇〇社)」とし、事務局あて電子メール送信後、電話で電子メールの到着確認をすること。

② 質問書受付期間(電子メール)

令和6年7月31日(水)から8月13日(火)午後5時まで(必着)

- ③ 電子メール送信確認による電話対応期間 開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- ④ 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和6年8月22日(木)に本市ホームページで公表する予定である。口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(4) 参加表明書兼誓約書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書兼誓約書及び資格確認に必要な書類を持参又は郵送にて提出すること。

① 受付期間

令和6年8月22日(木)から9月5日(木)午後5時まで(必着)

② 持参の場合の受付時間

開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

③ 郵送による提出について

郵送の場合は、簡易書留、書留、特定記録のいずれかで「4 事務局・事業担当課」まで到着のこと(令和6年9月5日(木)午後5時必着)。

④ 受付場所

「4 事務局・事業担当課」のとおり

⑤ 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部(正1部、副1部)提出すること。

なお、下記(ク)、(ケ)、(コ)については、米子市入札参加資格を有する業者は 不要とする。

(ア) 参加表明書兼誓約書【様式第3号】(事業代表役割が作成すること) グループの代表企業名(事業代表役割)にて参加表明書兼誓約書を提出する こと。

(イ)グループ構成表【様式第4号】(事業代表役割が作成すること)

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担(事業代表役割、調査役割、施工役割、その他役割(分担名を記載すること))を明確にすること。構成員がそれぞれ異なる企業の場合は、企業間で合意書(契約書又は覚書等)を締結し、その写しを1部提出すること(任意様式)。なお、合意書には、全構成員が本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を必ず記載すること。

- (ウ)会社概要【様式第5号】(すべての構成員が作成すること) 所在地、直近3か年決算の状況、職員数、営業年数などについて記載すること。※各社が印刷している「パンフレット」等があれば適宜添付のこと。
- (エ) 同種事業等の実績表【様式第6号】(事業代表役割が作成すること) 国、地方公共団体又はこれらに準ずるものの発注した室内照明LED化事業の実績について提出すること。

(オ) 有資格技術職員内訳表【様式第7号】(施工役割が作成すること)

有資格技術職員のうち、各資格の有資格者1名分の資格者証(表・裏)の写しを提出すること。また、施工役割を担う者のうち1者について、建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」又はこれに類する許可証明書の写しを提出すること。なお、特定建設業の写しを提出した者については、配置可能な監理技術者の監理記述者資格者証及び監理技術者講習修了証(表・裏)の写しを提出すること。

- (カ)暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書【様式第8号の1】(すべての構成員が作成すること)
- (キ)役員等氏名一覧表【様式第8号の2】(すべての構成員が作成すること) 受付日前3か月以内に発行された構成員の履歴事項全部証明書を添付する こととし、当該証明書に記載された、役員、相談役等を記載するものとする。 なお、施工役割については、実務担当者、現場代理人、主任技術者又は監理技 術者及びその他業務を執行する社員についても併せて記載すること。
- (ク) 商業登記簿謄本(すべての構成員が提出すること) 現に効力を有する部分の謄本(履歴事項全部証明書)で受付日前3か月以内 に発行されたものを綴じること。(写しでも可とする。)
- (ケ)納税証明書(すべての構成員が提出すること) 納税証明書その3の3(注人税 消費税及び地方消費

納税証明書その3の3(法人税、消費税及び地方消費税の未納でないことの証明)を提出すること。(いずれも提出日より前3か月以内に発行されたもので、写しでも可とする。)

- (コ) 財務諸表(すべての構成員が提出すること) 財務諸表として、最新決算報告分を含む直前2年度の貸借対照表、損益計算 書、株主資本等変動計算書を綴じたもの。(写しでも可とする。)
- (5) 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の結果は、電子メールで応募者(代表者)に通知する。なお、提案書の提出者として資格が確認された者については、提案要請書を郵送する。また、プレゼンテーションの日時、詳細については、後日改めて通知する。

(6) 提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、「11 提案提出書類の作成方法」に従い、事業 提案書を作成し、事務局に持参又は郵送にて提出する。

受付期間

令和6年9月17日(火)から10月8日(火)午後5時まで(必着)

② 受付時間

開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで (郵送の場合は、簡易書留、書留、特定記録のいずれかで「4 事務局・事業担 当課」まで到着のこと。(令和6年10月8日(火)午後5時必着)

(7) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が、以降の参加を辞退する場合は、提案辞退届【様式第9号】を1部、本市に持参又は郵送で提出すること。受付期間、受付時間、郵送での方法については、前記(6)と同様とする。

# 11 提案提出書類の作成方法

(1) 事業を実施する上での本市における課題、提案にかかる着眼点本事業にあたり、本市が重要と考えている以下の項目について、事業提案時の提出

書類において明記すること。

- ① 本事業については、令和8年4月1日からの維持管理開始としているので、この期日を基準とした本設備設置計画、工程管理等を提案すること(維持管理等提案書【様式第13号】に記載すること)。
- ② 省エネルギーに着目した提案をすること(提案総括表【様式第11号】に記載すること)。
- ③ 維持管理期間中において、機器等に不具合が発生した時やその他のトラブル対 応等について、体制等も含め提案すること(維持管理等提案書【様式第13号】 に記載すること)。
- ④ 本設備施工中における本市業務への支障及び来校者への迷惑のない様、対応する方法について提案をすること(工事中の対応・廃棄計画書【様式第14号】に記載すること)。
- (2) 事業提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを10部提出すること。

- ① 提案書提出届【様式第10号】
- ② 提案総括表【様式第11号】

事業の実施にあたり、基本的な考えを簡潔に記載すること。提案全体の概要、基本方針、基本スケジュール等を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。また電力、電気代削減にかかる事業効果についても記載すること。独自のノウハウや提案があれば記載すること。イラスト・イメージ挿入も可とする。

③ 使用機器提案書【様式第12号】

使用機器の詳細について、使用する機器の図や特性値などを用い、その特徴など を具体的に記載すること。

使用器具については、対象施設の照明設備状況を理解したうえで選定すること。 使用するLED照明の生産体制及び供給体制、ワット数その他エネルギーの消費状 況の評価内容、器具仕様に関する内容説明などについて記載すること。また、調光 制御システム等の採用による消費電力削減について提案があれば記載すること。

④ 維持管理等提案書【様式第13号】

維持管理期間中の本設備の維持管理、保守についての提案を明確にし、本設備の 点検や補修などの計画内容を記載すること。

器具の不具合を発見又は通報を受けたときの対応、サポート体制、その他災害を含む緊急時対応方法の考え方について記載すること。

また、コスト削減及びサービス水準の向上の視点で工夫している点があれば記載 すること。

⑤ 工事中の対応・廃棄計画書【様式第14号】

設置工事の安全管理、工程管理など実施計画の内容や既設照明器具等の処理方法などに関する内容を記載すること。

また、施工中の品質管理、補償、工事完了期限に関する内容を記載すること。

⑥ 見積書(任意様式)

本事業に要する全体の経費について見積りを行うこと。なお、内訳については次の $(r) \sim (x)$ を参考にすること。また、 $(r) \sim (b)$ については学校ごとの見積額を出すこと。

- (ア) 照明器具の調達に要する経費
- (イ) 照明器具設置に要する経費(既存の器具等の取り外し含む)

- (ウ) 既設器具等の廃棄処理に要する経費
- (エ)維持管理に要する経費

# (3) 提案書作成方法

- ① 使用言語は日本語、通貨は日本通貨、単位は計量法に定めるものとし、すべて 横書きとする。なお、原則としてフォントはMS明朝またはMSゴシック12ポイントで統一すること。
- ② 提出書類に各々書類符号を記した表紙及び目次を付けて、A4縦長ファイルに 左綴じし、各書類にページを付し、応募書類がわかる様に右端にインデックスを 付けたものを8部(正本1部、副本7部)提出すること。なお、A4判以外の様 式についてはA4判サイズに折り込むこと。
- ③ エネルギーに関する換算値において、エネルギーに関する計算、CO2排出係数については、次の換算値で表記すること。
  - · 電気料金単価: 30 円/kwh
  - ・年間点灯時間:校舎等・・・3,000 時間、体育館アリーナ・・・1,500 時間 (※「校舎等」とは、体育館アリーナ以外の照明をいう。)
  - ・CO2排出係数:0.545kg-C02/kwh

# 12 審査及び審査結果の通知

## (1) 審査

応募者からの提案書類(参加表明書類を含む)及びプレゼンテーションの内容をもとに、本市における課題、事業の実施方針、本設備における使用器具、工事体制、維持管理体制、環境・安全性への配慮、提案内容の見積金額などの観点から総合的に審査を行い、最優秀提案者1者を選定する。ただし、全ての応募者について、プレゼンテーションにおける評価の得点が、合計得点の5割(最低基準点)に満たない場合、最優秀提案者を選定しないことがある。

- (2) プレゼンテーション
  - ① プレゼンテーションは、提出した提案書の内容を具体的に説明すること。
  - ② プレゼンテーションの出席者はグループから5名以内とする。
  - ③ 応募者は提案書をもとに40分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。その後、質疑応答を行う。
  - ④ プレゼンテーションは、事前に提出した資料を用いて行うこと。
  - ⑤ プレゼンテーション審査の日時、場所等は、参加表明書兼誓約書提出後に電子 メールで通知する。
  - ⑥ プレゼンテーションの際、応募者は必要に応じて、本市が用意したプロジェクター及びスクリーンを使用することができるが、パソコン等は提案者が用意する。
- (3) 審査結果の通知
  - ① 審査結果は、提案者に文書で通知し、電話等による問合せには応じない。
  - ② 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
  - ③ 審査結果は、本市のホームページに掲載する。

# (4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- ② 提案書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本募集要項に違反すると認められる場合

- 13 提案における留意事項
  - (1) 維持管理業務などが実施できること。
  - (2) 初期投資費用、維持管理費用が明確であること。
  - (3) 本事業に係る業務委託料は、「2 事業概要」の(6)に記載する事業限度額以下であること。
  - (4) 本設備における照明器具は仕様に応じた製品であること。
  - (5) 郵送、電子メール等通信事故について、本市は一切責任を負わないこと。

#### 14 工事仕様

- (1) 工事の施工期間は契約締結の日から令和8年3月31日までとする。
- (2) 建築基準法、電気事業法、電気用品安全法、電気工事士法、消防法、労働安全衛生法、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、大気汚染防止法、建設業法等関係法令等を遵守すること。また、工事に当たっては、以下の基準に準拠して施工すること。ただし、準拠できないなど特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。
  - ① 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年度版)
  - ② 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (令和4年度版)
  - ③ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年度版)
- (3) 交換後のLED照明を安全に使用できる状態にすること。なお、LED照明を安全に通常使用するため必要な部品や消耗品は、全て事業者の負担で用意すること。
- (4) 作業に当たっては現地調査を十分に行い、電源回路、照明器具の設置状況、既存 照明器具の劣化状況等を確認すること。調査結果については、職員に報告するとと もに、計画の変更を要する場合は、職員と協議のうえ、対応を決定すること。また、 必要な場合は、事業者の負担において劣化したソケット支持金具、電線等の交換を 実施し、作業後、安全に使用できるように設置すること。また、器具交換等により 生じた隙間等は、コーキング材等で適切に処置すること。
- (5) 作業時の安全管理に十分配慮するとともに、施工時は施設の構造、設備等に損害を与えないよう必要な養生を行うこと。また、施設職員、利用者、関係者及び第三者に危険を生じないよう最大限配慮するとともに、騒音、振動等についても十分な配慮をすること。
- (6) 施工前及び施工後の写真を撮影すること。
- (7) 施工に伴い不要となった既存の安定器は撤去し、配線は適切に結線すること。不要となった既存蛍光灯、撤去した既存器具等は、事業者の負担で全て敷地外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守の上、適正に処分すること。
- (8) アスベスト調査が必要と判断される場合は、事業者の負担により調査を実施すること。また、照明の交換に当たり、アスベストの除去が必要な場合は、当該照明の交換を中止し、速やかに本市に報告すること。
- (9) 電動昇降装置が付いている照明については、電動昇降装置を撤去し、電動昇降装置の付いていない照明器具と交換すること。
- (10) PCBが使用されている照明器具を発見した場合は、本市の指示に従うものとする。 なお、PCBの処理に係る費用は本市の負担とする。
- (11) 施工前及び施工後に、照度測定を実施し、その結果を報告すること。測定点等に

ついては、本市と協議の上、決定すること。また、教室及びそれに準ずる場所の照度は300ルクスを下限とするが、500ルクス以上が望ましい。500ルクスを満たさない場所については、対応を本市と別途協議することとする。

- (12) 施工前及び施工後に、既存分電盤の分岐回路ごとの絶縁測定を実施し、その結果を報告すること。絶縁測定において異常が検出された場合は、速やかに本市に報告すること。
- (13) 作業足場は事業者の負担とし、法令等に基づき、適切な設置管理を行うこと。
- (14) LED照明の設置後は、必ず施設管理職員に立会いを求め、業務の完了確認を行 うこと。
- (15) 設置作業に使用する材料は全て新品とすること。
- (16) 設置作業に当たっての安全管理については、関係法令に従い受注者の負担で安全 確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備、電気機器 等への不具合や事故については、受注者の負担により対処すること。
- (17) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に監督職員及び施設管理者と 調整し、事故及び紛争等を防止すること。
- (18) 搬出入経路については、施設管理運営上の支障に留意し、監督職員及び施設管理 者の承諾を得ること。
- (19) 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取り扱いについては、事業者にて、 関係法令を遵守した上で処分するものとする。また、撤去した照明器具等の廃棄物 マニフェストを提出すること。
- (20) LED照明器具及びランプの仕様については別紙「米子市立学校施設照明LED 化業務機器仕様」を参照すること。

# 15 検査等

- (1) 事業者は、LED照明の設置完了後に速やかに施設ごとに自主検査を行い、必要な性能が確保されていることを確認すること。
- (2) 事業者は、施設ごとの自主検査の結果を本市に報告すること。自主検査項目は、 点灯確認、外観確認、設置状況確認、照度測定結果、絶縁測定結果等を含むものと する。本市は報告の受領後、必要に応じて現場の確認を行う。
- (3) (1)又は(2)の確認の結果、不具合が発見された場合は、事業者の負担と責任において、LED照明及び周辺機器が正常に動作するよう、必要な調整作業を実施すること。
- (4) LED照明化に当たり消防署等への届出が必要な場合は、本市に情報提供の上、 必要な届出を行うこと。
- (5) LED照明の設置完了後の検査時又は検査後において、未施工の照明が残存していることが判明した場合は、受注者の責において施工すること。

# 16 提出書類等

以下の書類、図面等を本市に提出すること。なお(1)、(8)及び(9)は電子データをメール等により提出することとし、(1)、(8)及び(9)以外の図面、書類等は電子データ(メール等及びCD-R等の電子媒体)並びに書面により提出すること

- (1) 事業スケジュール
- (2) 詳細設計に係る平面図及び設備仕様書
- (3) 施工前及び施工後の写真
- (4) 施工前及び施工後の照度測定結果

- (5) 施工前及び施工後の絶縁測定結果
- (6) 設置完了に係る自主検査結果
- (7) 竣工後の平面図及び設備仕様書
- (8) 保証期間中の連絡窓口
- (9) 打合せ記録書

## 17 維持管理・保守・保証 (無償修繕等) に関する仕様

- (1) 本市からの修繕依頼にもとづき、本設備の調査・修繕を行うこと。
- (2) 照明器具に関する本市からの連絡に対して対象器具の特定が行えるよう設置箇所図作成等(事業者が作成し、本市に2部提供のこと)による管理体制を整備すること。
- (3) 本市からの連絡受付体制を整備するものとし、本市からの修繕依頼を受け付けること。なお、連絡を受けた時は3日以内(土日祝日及び閉庁日を除く)に状況を確認し、その結果修繕等が必要な場合は速やかに実施すること。
- (4) 費用負担について
  - ① 事業者が費用負担する場合
    - ・本設備の製品として不具合による故障
    - ・本設備の取付け、施工不具合による故障
    - ・動産総合保険の適用範囲(火災、落雷、破裂、爆発、風災、盗難、破損、雪害、 いたずら、車両の接触・衝突)の事象による損害
  - ② 本市が費用負担する場合
    - ・対象施設での清掃・設備保守等で本市又は本市の依頼による作業者の責による 損害
    - ・動産総合保険の適用範囲外による損害
  - ③ 上記①及び②以外に起因する損害については本市と事業者の協議によりその 費用負担を決定する。
- (5) 本設備について、事業者の負担により動産総合保険に加入すること。
- (6) 修繕対応の実績を定期的に報告すること。

## 18 契約に関する事項

(1) 契約の手順

本市と優先交渉権者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合に、業務委託契約に係る仮契約を締結することとする。本市が、業務委託契約に係る本契約の締結について本市の議会の同意を得たときは、当該同意を本市の本契約完結の意思表示とみなし、当該本契約が成立する。

なお、優先交渉権者と詳細協議の結果、双方が合意しない場合は、契約しないことがある。また、当該本契約の締結について本市の議会の同意が得られなかった場合は、 当該本契約は不成立となる。

(2) 契約の時期

令和7年3月上旬頃(予定)

(3) 契約の概要

募集要項、提案書及び維持管理計画に基づき、契約を締結するものであり、事業者が遂行すべき工事及び維持管理に関する業務内容や支払方法などを定めるものとする。また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

## (4) 契約保証金

契約保証金は、業務委託契約に係る契約金額のうち、設計及び施工に係る金額の10分の10以上に相当する額とし、その納付の時期は、契約を締結する時とする。また、契約保証金の免除及び契約保証金に代わる担保については、米子市契約規則第4条及び第5条に定めるとおりとする。なお、契約保証金は、施工後の検査が完了し次第、返還するものとする。

(5) 本設備所有権の帰属 事業者の設置した本設備の所有権帰属については、本市とする。

#### 19 事業実施に関する事項

- (1) 誠実な業務遂行
  - ① 事業者は、募集要項、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
  - ② 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両者で誠意をもって協議すること。
- (2) 本市と事業者との責任分担
  - ① 基本的な考え

提案が達成しないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、 天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由 がある場合は別途協議を行うものとする。

② 予測されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として「別表2 予想されるリスクと責任分担表」(以下「分担表」という。)によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議のうえ対応するものとする。

(別表1) 施設一覧

学校名	所在地
米子市立明道小学校	米子市陽田町 74 番地 2
米子市立義方小学校	米子市義方町9番20号
米子市立啓成小学校	米子市博労町四丁目 290 番地
米子市立就将小学校	米子市愛宕町 94 番地
米子市立車尾小学校	米子市車尾二丁目 27 番 1 号
米子市立福生東小学校	米子市皆生五丁目 18 番 32 号
米子市立福生西小学校	米子市上福原五丁目4番1号
米子市立福米東小学校	米子市東福原五丁目7番1号
米子市立福米西小学校	米子市西福原八丁目 16 番 62 号
米子市立加茂小学校	米子市両三柳 4610 番地
米子市立河崎小学校	米子市河崎 2677 番地
米子市立住吉小学校	米子市旗ヶ崎五丁目 17番 1 号
米子市立尚徳小学校	米子市榎原 1897 番地
米子市立五千石小学校	米子市諏訪 1695 番地
米子市立彦名小学校	米子市彦名町 4500 番地 2
米子市立弓ヶ浜小学校	米子市富益町 1194 番地
米子市立成実小学校	米子市奈喜良 81 番地
米子市立箕蚊屋小学校	米子市下新印 204 番地 2
米子市立伯仙小学校	米子市尾高 418 番地 1
米子市立淀江小学校	米子市淀江町西原 244 番地 2
米子市立東山中学校	米子市車尾 617 番地
米子市立福生中学校	米子市上福原 20 番地
米子市立福米中学校	米子市西福原 1636 番地
米子市立湊山中学校	米子市愛宕町 84 番地
米子市立後藤ヶ丘中学校	米子市上後藤一丁目1番1号
米子市立弓ヶ浜中学校	米子市富益町 2070 番地
米子市立尚徳中学校	米子市日原 146 番地
米子市立加茂中学校	米子市両三柳 3883 番地
米子市立淀江中学校	米子市淀江町西原 660 番地

(別表2) 予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスクの内容	負 担	
	2 2 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	7 7 1 <b>1 1</b>	<u>イン</u> 本市	事業者
	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤り	0	
	事業提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		0
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動による場合	協議	
共	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		0
	環境の保全	工事・維持管理における環境の確保		0
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	協議	
	保険	維持管理期間のリスクを保証する保険		0
通		本市の指示	0	
	古光の中山、延期	周辺住民等の反対による事業の中止・遅延	協議	
	事業の中止・延期	設備導入に必要な許可等の遅延によるもの	協議	
		事業者の事業放棄、破たんによるもの		0
	不可効力	天災などによる設計変更・中止・遅延	協議	
計		(詳細は契約書による。)		
画	物 価	急激なインフレ・デフレ(設計費に対し影響が	協議	
設		あるもの)		
計	計画変更	本市の指示条件・指示の不備によるもの	$\bigcirc$	
段		事業者の指示・判断によるもの		0
階	資金調達	必要な資金の確保に関すること		0
	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		0
	不可抗力	天災など設計変更・中止・延期	協議	
エ	物 価	急激なインフレ・デフレ(設計費に対し影響が	L <del>/1</del>	<del>-</del>
+		あるもの)	協	譲
事	用地の確保	資材置き場の確保		0
段	計画変更	本市の指示・判断によるもの	$\circ$	
階		事業者の指示・判断によるもの		0
r H	工事遅延·完成	本市の責による工事遅延・未完工による引き 渡し遅延	0	

	リスクの種類	リスクの内容	負	担
			本市	事業者
工	工事遅延·完成	事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡し遅延		0
	工事費増大	本市の指示、承諾による工事費の増大	0	
事		事業者の指示、判断によるもの		0
段	性能	要求仕様不適合		$\circ$
階	一般的改善	引渡し前に工事目的物などに関して生じた 損害		0
1 -		引渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		0
支払	金 利	市中金利の変更		0
	計画変更	本市の責による事業内容の変更	0	
		事業者が必要と考える計画変更		0
	立入許可	必要な施設への立ち入りの許可が下りない	0	
維		場合の事業未遂行		
持	維持管理費の上昇	設計変更以外の要因による維持管理費の増大		0
kaka	本設備の損傷	本市の故意・過失又は施設に起因する本設備の損傷	0	
管		事業者の故意・過失による本設備の損傷		0
理	施設損傷	事業者の故意・過失又は本設備に起因する 施設・設備の損傷		0
関		不可抗力以外のその他の原因による施設・ 設備の損傷	協議	
	瑕疵担保	本設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		0
係	不可抗力	火災・天災など不可抗力による本設備の損 傷	協議	
	本設備の不良	本設備が所定の性能を達しない場合		0
	光熱費単価	光熱費単価の変動	0	